

# 震災復興特別交付税の 経緯等について



総務省

令和4年7月19日

総務省自治財政局財政課  
課長補佐 中谷 明博

# 目 次

## 1. 震災復興特別交付税の概要

## 2. 震災復興特別交付税に係る経緯等

- (1) 集中復興期間(平成23年～27年)
- (2) 復興・創生期間(平成28年～令和2年)
- (3) 第2期復興・創生期間(令和2年～令和6年)

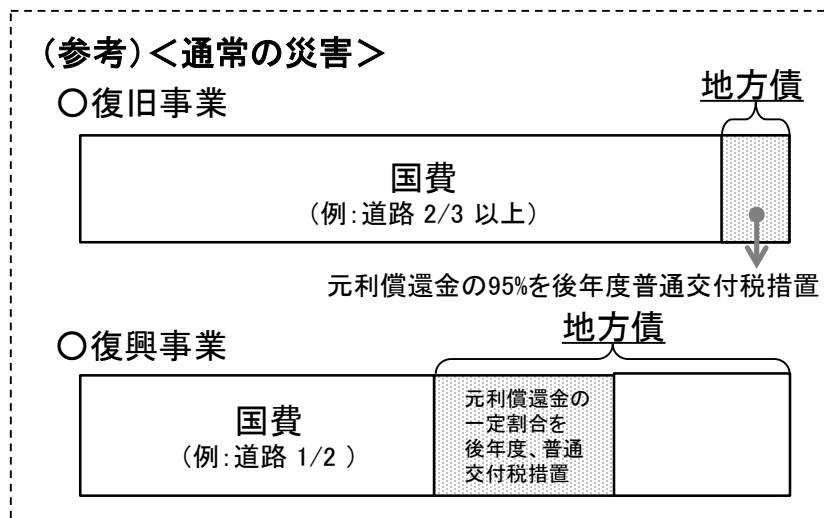
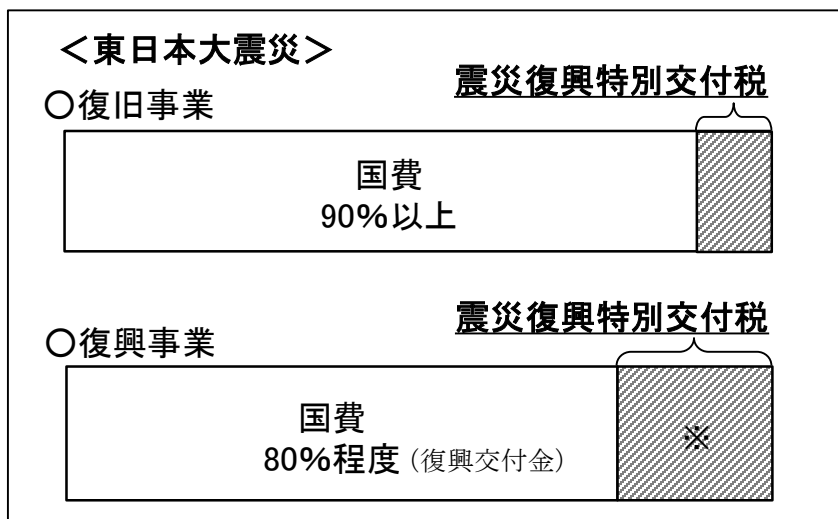
# 震災復興特別交付税（概要）

- 平成23年度第3次補正予算において制度を創設。
- 東日本大震災の復旧・復興事業に係る被災団体の財政負担を解消するとともに、被災団体以外の地方公共団体の負担に影響を及ぼさないよう、通常収支とは別枠で財源を確保し、実施状況に合わせて決定・交付（9月と3月に交付）。

〈算定項目〉 直轄・補助事業に係る地方負担額、地方単独事業（単独災害復旧事業費、中長期職員派遣・職員採用、風評被害対策等）、地方税等の減収額への補てん

【平成23年度～令和3年度交付累計額】5兆5,050億円【令和4年度地財計画計上額】1,069億円

（例）国直轄・補助事業の場合



※ 平成28年度以降、復興の基幹的事業及び原子力事故災害に由来する事業は、従来と同様、地方負担の100%を措置。ただし、全国共通課題への対応の性質を併せ持つ事業（例：道路整備事業）は、地方負担の95%を措置。

# 令和4年度震災復興特別交付税について

東日本大震災の復旧・復興事業に係る被災団体の財政負担を減らすとともに、被災団体以外の地方公共団体の負担に影響を及ぼすことがないよう、通常収支とは別枠で「震災復興特別交付税」を1,069億円(R3:1,326億円)確保し、事業実施状況に合わせて決定・配分。

(単位：億円)

震災復興特別交付税 [1,069] (1,326)	復旧・復興に係る直轄・補助事業の地方負担分 [552] (537)
	地方単独事業分 [149] (338) ( ・ハード事業 2 (単独災害復旧事業) ・ソフト事業 147 (中長期職員派遣、採用等) )
	地方税等の減収分 [368] (452) ( ・復興特区法等に基づく特例措置分 299 ・地方税法等に基づく特例措置分 55 ・条例減免分 13 )
うち 年度調整分 [ 140 ] (-)	
うち 返還金活用分 [ 10 ] (1)	

(注1) ( )内の数字は、令和3年度の額。

(注2) 令和4年度の所要額は1,069億円であるが、歳出予算計上額は所要額から年度調整分140億円を除いた929億円となる。

(注3) 復興特会からの受入れ額は、所要額1,069億円から年度調整分140億円と返還金活用分10億円を除いた919億円となる。

# 目 次

1. 震災復興特別交付税の概要
2. 震災復興特別交付税に係る経緯等
  - (1) 集中復興期間(平成23年～27年)
  - (2) 復興・創生期間(平成28年～令和2年)
  - (3) 第2期復興・創生期間(令和2年～令和6年)

# 東日本大震災からの復興の基本方針（抄）

平成23年7月29日 東日本大震災復興対策本部決定

## 4 あらゆる力を合わせた復興支援

### (3) 事業規模と財源確保

#### ① 事業規模

平成 27 年度末までの5年間の「集中復興期間」に実施すると見込まれる施策・事業（平成 23 年度第1次補正予算等及び第2次補正予算を含む）の事業規模については、国・地方（公費分）合わせて、少なくとも 19 兆円程度と見込まれる。また、10年間の復旧・復興対策の規模（国・地方の公費分）については、少なくとも 23 兆円程度と見込まれる。なお、この規模の見込みには、原則として、原子力損害賠償法、原子力損害賠償支援機構法案に基づき事業者が負担すべき経費は含まれていない。

#### ② 財源確保に係る基本的考え方

復旧・復興のための財源については、次の世代に負担を先送りすることなく、今を生きる世代全体で連帯し負担を分かち合うことを基本とする。

#### ③ 「集中復興期間」中の復旧・復興事業に充てる財源確保の方法

5年間の「集中復興期間」中の復旧・復興事業に充てる財源は、平成 23 年度第1次補正予算等及び第2次補正予算における財源に加え、歳出の削減、国有財産売却のほか、特別会計、公務員人件費等の見直しや更なる税外収入の確保及び時限的な税制措置により 13 兆円程度を確保する。税制措置は、基幹税などを多角的に検討する。また、与野党間の協議において、平成 23 年度税制改正事項について合意が図られる際には、改正事項による増収分を復旧・復興財源に充てることも検討する。

# 東日本大震災からの復興の基本方針（抄）

平成23年7月29日 東日本大震災復興対策本部決定

## ④復旧・復興事業に充てる財源確保の道筋とその使途の明確化

先行する復旧・復興需要を賄う一時的なつなぎとして発行する復興債については、その発行のあり方について十分検討するとともに、従来の国債とは区分して管理する。その償還期間は、集中復興期間及び復興期間を踏まえ、今後検討する。時限的な税制措置は、償還期間中に行い、その税収は、全て復興債の償還を含む復旧・復興費用に充て、他の経費には充てないことを明確化するため、他の歳入とは区分して管理することとする。

## ⑤今後の進め方

上記に基づき、平成23年度第3次補正予算の編成にあわせ復興債の発行及び税制措置の法案策定し国会に提出することとする。また、税制措置の具体的内容については、8月以降、本基本方針踏まえ、税制調査会において検討し、具体的な税目、年度毎の規模等を組み合わせた複数の選択肢を東日本大震災復興対策本部に報告した上で、政府・与党において改めて検討を行い、同本部において決定する。この本部における決定にあたっては、平成23年度税制改正と併せて与野党間の協議を呼びかけ、合意を目指す。

(注) 上記の税制調査会における検討にあたっては、歳出削減及び税外収入の増収により確保される財源を3兆円程度と仮置きして進める。

## ⑥地方の復興財源の確保

今後の復旧・復興にあたっては、国費による措置を講じてもなお、地方負担が地方債の償還や地域の実情に応じた事業を含めて生じることを踏まえ、上記のとおり国・地方(公費分)合わせて少なくとも19兆円規模の施策・事業に充てる財源を確保するとともに、あわせて、地方負担分について地方交付税の加算を行う等により確実に地方の復興財源の手当てを行う。

# 震災復興特別交付税の創設

平成23年10月28日 国会提出法案概要資料(抄)

平成23年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律等の一部を改正する法律案の概要

総務省

東日本大震災に係る復興事業等の実施のための特別の財政需要等に対応する「震災復興特別交付税」を交付できるようにするため、平成23年度分の地方交付税の総額を1兆6,635億円増額する等の改正を行う。

(具体的な内容)

- (1) 平成23年度分の地方交付税の総額に、震災復興特別交付税の額1兆6,635億円を加算する。
- (2) 震災復興特別交付税の額の決定時期及び決定時期ごとに決定すべき額について、通常の特別交付税とは異なる特例を設ける。
- (3) 震災復興特別交付税の額のうち、復興事業等の実施状況を勘案して定める額については、平成23年度に交付しないで、平成24年度に交付できることとする。
- (4) その他上記の改正に伴う規定の整備を行う。



## 集中復興期間(5年間)における復旧・復興対策規模と財源

○一定期間後に、それまでの実績を踏まえ、その後の復旧・復興対策規模と財源スキーム等を見直すこととする。

5年間の復旧・復興対策規模(国・地方の公費分)  
**19兆円程度**

5年間の財源  
**19兆円程度**

復旧・復興対策事業(注)  
 (1次補正等・2次補正を含む)

1次補正等見合の歳出削減等 4.3兆円程度  
 (予備費対応分含む。うち国の1次補正は4兆円程度。)

6兆円程度

2次補正見合の剰余金 1.8兆円程度

歳出削減 }  
 税外収入 } 5兆円程度  
 税制措置 } 8兆円程度  
 } 13兆円程度

〔復興債は、一時的なつなぎとして発行。  
 税制措置等により償還財源を担保。〕

(注1)8月9日の3党合意を踏まえ、復興基本方針において、「年金臨時財源2.5兆円を復興債で補てんするための償還財源について、復旧・復興事業の財源に加算した上で検討する」とされている。

(注2)復旧・復興対策の規模には、原則として原子力損害賠償法・原子力賠償機構法に基づき事業者が負担すべき経費は含まれていない。

## 阪神・淡路大震災との比較(前期5年間の比較)

	被害額	復旧・復興のための費用 (国費及び地方費)	復旧・復興のための費用	
			うち応急・復旧	うち復興
阪神・淡路大震災	9.9兆円 (兵庫県推計)	9.2兆円(推計)	4.7兆円(推計)	4.5兆円(推計)
東日本大震災	16.9兆円 (内閣府推計)	少なくとも19兆円程度	10兆円程度	少なくとも 9兆円程度

### (参考) 阪神・淡路大震災と東日本大震災との比較

	阪神・淡路大震災	東日本大震災
マグニチュード	7.3	9.0
震度6弱以上県数	1県	8県
津波	数10cmの津波の報告あり、被害なし	各地で大津波を観測(最大波 相馬9.3m以上、宮古8.5m以上、大船渡8.0m以上)
死者・行方不明者	死者6,434名。行方不明者3名 (平成18年5月19日)	死者15,871名、行方不明者2,778名 (平成24年10月10日現在)
住家被害(全壊)	104,906戸	129,582戸(平成24年10月10日現在)
災害救助法の適用	25市町(2府県)	241市区町村(10都県) ※長野県北部を震源とする地震で適用された4市町村(2県を含む)

(出典) 財政制度等審議会(平成24年11月1日)資料

# 復興特別所得税（国税庁HPより抜粋）

平成23年12月2日に東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(平成23年法律第117号)が公布され、「復興特別所得税」及び「復興特別法人税」が創設されました。個人の方に係る復興特別所得税の概要は以下のとおりです。

## 1 納税義務者

個人の方で所得税を納める義務のある方は、復興特別所得税も併せて納める義務があります。

## 2 課税対象

個人の方については、平成25年から平成49年までの各年分の基準所得税額(下記3参照)が、復興特別所得税の課税対象となります。

(注) 給与所得者の方は、平成25年1月1日以降に支払を受ける給与等から復興特別所得税が源泉徴収されることとなります。

## 3 基準所得税額

個人の方の基準所得税額は、次の表のとおりです。

(注) その年分の所得税において外国税額控除の適用がある居住者の方については、外国税額控除額を控除する前の所得税額となります。

居住者	非永住者以外の居住者	全ての所得に対する所得税額
	非永住者	国内源泉所得及び国外源泉所得のうち国内払のもの又は国内に送金されたものに対する所得税額
非居住者		国内源泉所得に対する所得税額

## 4 課税標準

復興特別所得税の課税標準は、その年分の基準所得税額です。

## 5 復興特別所得税額の計算

復興特別所得税額は次の算式で求めることとなります。

**【算式】復興特別所得税額 = 基準所得税額 × 2.1%**

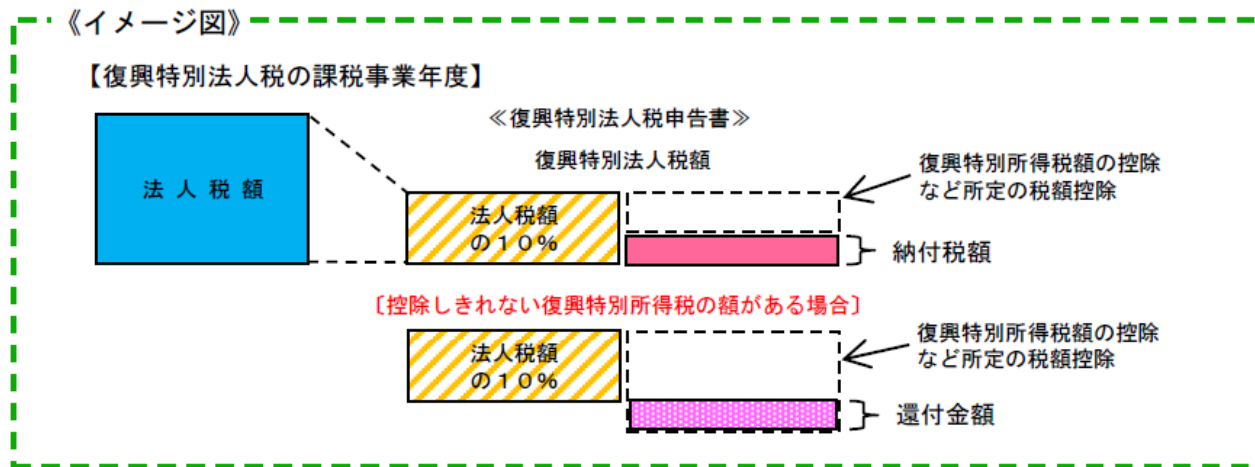
(注) その年分の所得税において外国税額控除の適用がある居住者の方のうち控除対象外国所得税額が所得税の控除限度額を超える方については、その超える金額をその年分の復興特別所得税額から控除することができます。ただし、その年分の復興特別所得税額のうち国外所得に対応する部分の金額が限度とされます。

# 復興特別法人税（国税庁HPより抜粋）

## （復興特別法人税制度の概要）

復興特別法人税制度は、法人が、その各事業年度の所得の金額に対する基準法人税額に10%の税率を乗じて計算した復興特別法人税を、法人税と同じ時期に申告・納付することとされているものであり、復興特別法人税の課税事業年度において、利子など一定の所得に課された復興特別所得税の額などがある場合には、所定の金額を控除した後の金額を納付することとされています。

また、復興特別法人税の額の計算上控除しきれない復興特別所得税の額がある場合には、復興特別法人税の課税事業年度に該当する場合に限り、その還付を受けるための復興特別法人税の申告書を提出することができることとされています。



### 3 課税事業年度及び課税標準法人税額

#### (1) 課税事業年度

復興特別法人税の課税の対象となる事業年度（以下「課税事業年度」といいます。）は、一定の場合を除き、法人の平成24年4月1日から平成26年3月31日までの期間（以下「指定期間」といいます。）内に最初に開始する事業年度開始の日から同日以後2年を経過する日までの期間内の日の属する事業年度とされています（復興財源確保法40十、45①）。

### 4 税額の計算

#### (1) 復興特別法人税の額

復興特別法人税の額は、次の算式により計算した金額となります（復興財源確保法48）。

（算式）

$$\text{復興特別法人税の額} = \text{課税標準法人税額} \times 10\%$$

# 目 次

1. 震災復興特別交付税の概要
2. 震災復興特別交付税に係る経緯等
  - (1) 集中復興期間(平成23年～27年)
  - (2) 復興・創生期間(平成28年～令和2年)**
  - (3) 第2期復興・創生期間(令和2年～令和6年)

# 集中復興期間の総括及び 平成28年度以降の復旧・復興事業のあり方

平成27年5月 復興推進委員会

## I 集中復興期間における取組の総括

### 1. 各分野における現状及び今後の取組

#### (7) その他の支援

##### (イ) 自治体支援

#### ① 現状等

今回の被災地は小規模で財政力に乏しい自治体が多いことから、震災復興特別交付税が創設され、集中復興期間においては、基本的に実質的な地方負担ゼロで、地方自治体が復旧・復興事業を実施することになった。

また、震災直後においてはあらかじめ予見しがたい財政需要に対して迅速に対応する必要があったことから、平成23年度補正予算で自由度の高い取崩し型基金として約2,000億円が創設され、翌年度には、津波被災地域における住宅再建を促進するため、約1,000億円の基金が予算措置された。(これまでに、前者の基金については約1,000億円、後者の基金については約500億円が活用されている。)さらに、膨大な復旧・復興事業を円滑に推進するため、全国の自治体から、のべ8万7千人以上の応援職員が派遣されているところである。

#### ② 今後の取組

財政力に乏しい被災自治体が計画的に復興を進める上で、震災復興特別交付税は大きな役割を果たしたが、復興の進展を踏まえ、後述のⅡ3. のとおり支援対象を見直した上で、同制度による支援を行う。

また、復興事業がピークを迎えていることから、被災地の状況や被災自治体の要望を踏まえつつ、引き続き全国自治体からの人的支援の充実等に取り組むとともに、被災自治体における任期付職員の採用も更に促進することが必要である。

# 集中復興期間の総括及び 平成28年度以降の復旧・復興事業のあり方

平成27年5月 復興推進委員会

## Ⅱ. 平成28年度以降の復興事業について

### 3. 復興事業に対する自治体負担のあり方についての基本的考え方

集中復興期間においては、まち全体が壊滅的な打撃を受け、また、比較的財政力が低く、膨大な復興事業を実施していく際に、十分な財源がないと見込まれる被災団体が多かったことを踏まえ、実質的な自治体負担をゼロとする異例の措置を講じてきた。被災地の復興、原子力災害被災地域の再生を引き続き支援し、一刻も早い復旧・復興を成し遂げるため、復興の基幹的事業や原子力災害に由来する復興事業(福島再生加速化交付金、旧避難指示区域12市町村における復興交付金事業など)については、これまでと同様、震災復興特別交付税により被災自治体の実質的な負担をゼロとし、引き続き異例の措置を継続する。

また、復旧・復興事業に係る地方単独事業の実施に要する経費のうち、単独災害復旧費、職員派遣に要する経費等については、引き続き震災復興特別交付税により被災自治体の実質的な負担をゼロとする。

一方、復興は新たなステージに移行しつつあり、平成28年度以降の復興支援については、被災地の「自立」につながるものとする必要がある。

こうした観点から、復興事業と整理されるものでも、地域振興策や将来の災害への備えといった全国共通の課題への対応との性質を併せ持つものについては、被災自治体においても一定の負担を行うものとする。

この観点から、対象とする事業は

- ・復興交付金(効果促進事業)
- ・社会資本整備総合交付金(復興)
- ・道路整備事業
- ・港湾整備事業

等の事業とする。

被災自治体が負担する程度については、被災団体の財政状況等も踏まえ、全国で取り組まれている一般事業における負担の程度と比べて十分に軽減されたものとし、被災団体の財政負担に十分配慮する

## 平成28年度以降の復興事業の整理

復興特会で実施してきた事業を以下の通り整理。

- ① 復興の基幹的事業(被災者支援、災害復旧、復興交付金事業【基幹事業】)や原子力事故災害に由来する事業の地方負担はゼロ。
- ② 「地域振興策」や「将来の災害への備え」といった全国共通の課題へ対応する事業は、一般会計へ移行。
- ③ 復興事業の中でも、全国共通の課題への対応との性質を併せ持つ事業は、自治体負担を導入。

特別会計に残す事業		一般会計へ移す事業
全額国費	自治体負担あり (地方負担の5%(各事業費の1~3%))	自治体負担あり (通常事業と同一)
<p>【基幹的な事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○被災者支援 ⇒災害救助、心のケア、コミュニティ再建</li> <li>○災害復旧 ⇒災害廃棄物処理、インフラ復旧 生産設備復旧</li> <li>○復興交付金【基幹事業】 ⇒高台移転など</li> </ul> <p>【原発事故由来の事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○放射性物質汚染廃棄物処理</li> <li>○除染、放射線測定</li> <li>○福島再生加速化交付金</li> <li>○12市町村内事業 ⇒市町村事業+県事業</li> </ul> <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○直轄事業 ⇒三陸沿岸道路、相馬福島道路</li> <li>○農山漁村地域整備交付金 ⇒市町村防潮堤</li> <li>○任期付職員・応援職員経費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○直轄事業(全額国費対応分を除く) ⇒道路、港湾など</li> <li>○復興交付金【効果促進事業】</li> <li>○社総交[復興枠](道路事業) など</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>※岩手県・宮城県 ・東北自動車道以東の事業</li> <li>※福島県 ・東北自動車道以東の事業 ・その他の地域で実施する沿岸部 及び避難解除等区域の12市町村 関連事業(防災・減災事業を除く)</li> <li>※青森県、茨城県、千葉県 ・太平洋沿岸の地方公共団体(太平 洋沿岸から15km以内の事業を含 む)で実施する事業 ・その他の地域で実施する沿岸部 関連事業(防災・減災事業を除く)</li> </ul> </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○社総交[復興枠](道路事業)</li> </ul> <p>左記以外の事業</p>

(出典) 第13回復興推進会議(平成27年6月24日)資料より作成



## 平成28年度以降5年間(復興・創生期間)の事業規模(見込)について

復興・創生期間における追加的な復興事業費は6.5兆円程度と見込んでおり、復興期間(平成23～32年度)における復興事業費は32兆円程度。

(単位:兆円)

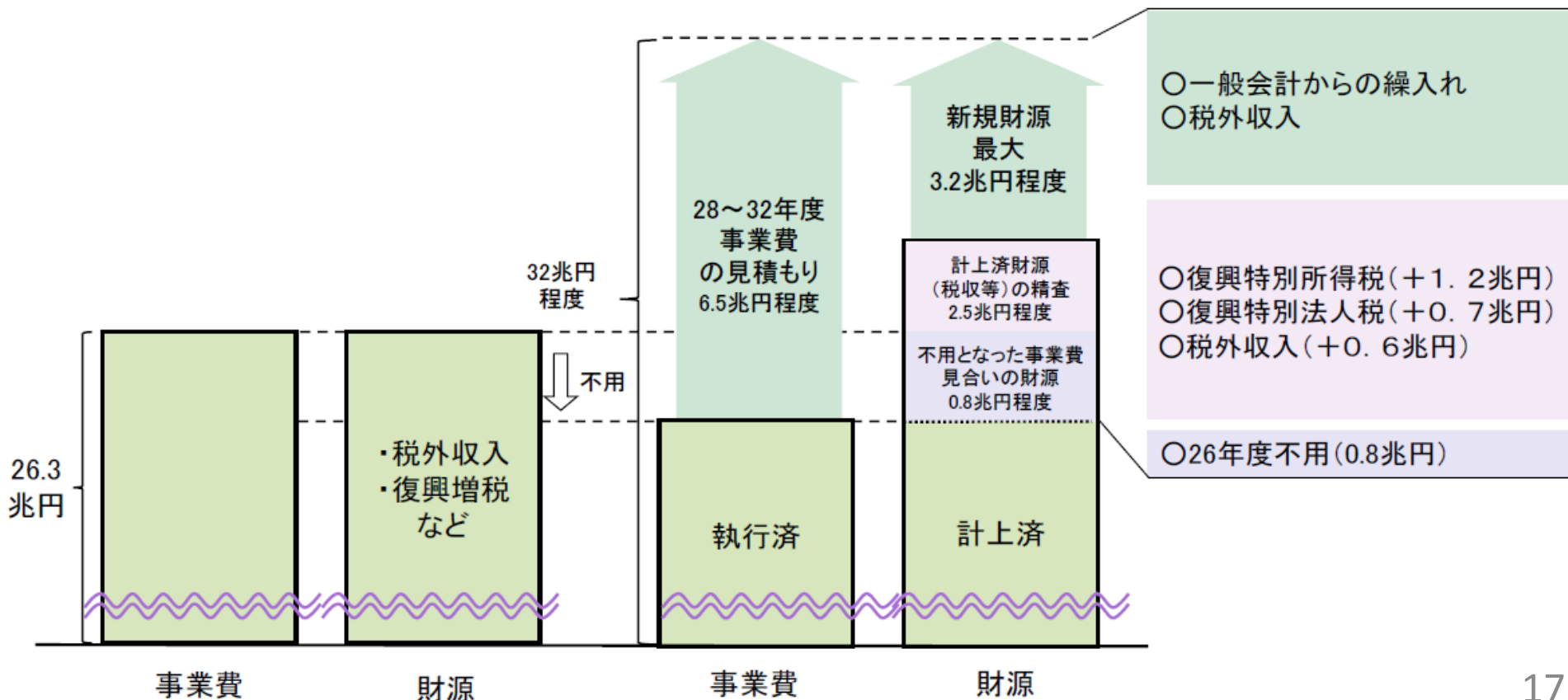
区分	集中復興期間 (H23～27年度)	復興・創生期間 (H28～32年度)
① 被災者支援(健康・生活支援)	2.1	0.4
② 住宅再建・復興まちづくり	10.0	3.4
③ 原子力災害からの復興・再生	1.6	0.5
④ 産業・生業(なりわい)の再生	4.1	0.4
⑤ その他(震災特交など)	7.8	1.7
合計	25.5	6.5

⇒ 復興期間計 32兆円程度

- 復興期間に見込まれる32兆円程度の財源の確保については、これまでに計上した復興財源(26.3兆円)について、実績等を踏まえると28.8兆円程度となると見込まれており、一般会計からの繰入れや税外収入により、新たに最大3.2兆円程度を確保する必要。
- 復興事業費と財源が見合う姿を示すこと等により、財政健全化の取組みとの整合性にも留意。
- 復興推進会議を経て、復興財源フレームを閣議決定(6月末予定)。(復興・創生期間における復興債の発行を可能とするなど、今後、復興財確法の改正が必要。)

現行フレーム  
〔集中復興期間(23年度～27年度)〕

新たなフレーム  
〔復興期間(23年度～32年度)〕



# 目 次

1. 震災復興特別交付税の概要
2. 震災復興特別交付税に係る経緯等
  - (1) 集中復興期間(平成23年～27年)
  - (2) 復興・創生期間(平成28年～令和2年)
  - (3) 第2期復興・創生期間(令和2年～令和6年)

- 復興・創生期間後の基本方針及び復興庁設置法等の一部を改正する法律に基づき、令和3年度以降の復興期間、同期間に向けた検討課題、事業規模と財源を定める。

## 復興期間

令和3年度から7年度までの新たな復興期間5年間については、「第1期 復興・創生期間」の理念を継承し、その目標の実現に向け、取組を更に前に進めるため、「**第2期 復興・創生期間**」と位置付ける。

## 今後の取組

### 1. 地震・津波被災地域

(検討課題)

#### (1) 岩手復興局及び宮城復興局の位置

・課題が集中する沿岸部への移設

#### (2) 復興特別区域法の対象地域の重点化

#### (3) 地方創生との連携強化

### 2. 原子力災害被災地域

(検討課題)

#### (1) 移住等の促進

#### (2) 国際教育研究拠点

・有識者会議最終とりまとめ(6/8)

・年内を目途に政府の成案を得る

#### (3) 営農再開の加速化、税制措置等

## 事業規模と財源

○ 事業規模：(平成23～令和2年度)31.3兆円程度 + (令和3～7年度)1.6兆円程度 = 32.9兆円程度

○ 財源：(平成23～令和2年度)32兆円程度 + 税収増の実績等 = 32.9兆円程度

# 令和3年度以降の復興の取組について（抄）

令和2年7月 復興推進会議決定

## 3. 今後の取組

基本方針に基づき、令和3年度以降の復旧・復興事業を着実に進めるとともに、改正法に基づく措置等に係る以下の検討課題に取り組む。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、東日本大震災の被災地においても、一部の復旧・復興事業や地域経済への影響が生じている。今後とも、その影響の把握に努めながら、感染拡大防止に配慮した事業の実施や事業内容の変更への柔軟な対応等により復興に支障が生じないように取り組むとともに、令和2年度補正予算等により、感染拡大の防止の取組を進めつつ、雇用の維持と事業の継続、官民を挙げた経済活動の回復等に向けて、各省庁が連携して、対応に万全を期する。

### (1) 地震・津波被災地域の取組

基本方針を踏まえ、第2期復興・創生期間においては、国と被災地方公共団体が協力し、心のケア等の被災者支援を始めとする残された事業に全力を挙げて取り組むことにより、復興事業がその役割を全うすることを目指すとともに、地方創生の施策等を活用することにより、コミュニティを再生し、持続可能で活力ある地域社会を創り上げる取組を進める。（以下略）

### (2) 原子力災害被災地域の取組

原子力災害被災地域の復興・再生には中長期的な対応が必要であり、基本方針及び改正法に基づき、地震・津波被災地域と共通する事項のほか、第2期復興・創生期間においても引き続き国が前面に立って、本格的な復興・再生に向けて取り組む。（以下略）

# 令和3年度以降の復興の取組について（抄）

令和2年7月 復興推進会議決定

## 4. 事業規模と財源

令和3年度から令和7年度までの第2期復興・創生期間における被災地の復旧・復興のための施策・事業については、これを円滑に実施し、加速化を図る。

このため、第2期復興・創生期間を含め、平成23年度から令和7年度までの15年間における復旧・復興事業の規模と財源について、以下のとおりとする。

### (1) 事業規模

平成23年度から令和2年度までの10年間における復旧・復興事業費は、これまでの復興予算の執行状況<sup>7</sup>を踏まえると、31.3兆円程度と見込まれる。

第2期復興・創生期間における復旧・復興事業費の現時点の見込みは、1.6兆円程度<sup>8</sup>である。

このため、第2期復興・創生期間を含め、平成23年度から令和7年度までの15年間における復旧・復興事業の規模は、合計で32.9兆円程度と見込まれる。

### (2) 財源

平成23年度から令和2年度までの10年間における復旧・復興事業に充てることとした32兆円程度の財源について、復興特別所得税収や税外収入の実績を踏まえると、32.9兆円程度となり、事業規模と見合うものと見込まれる。

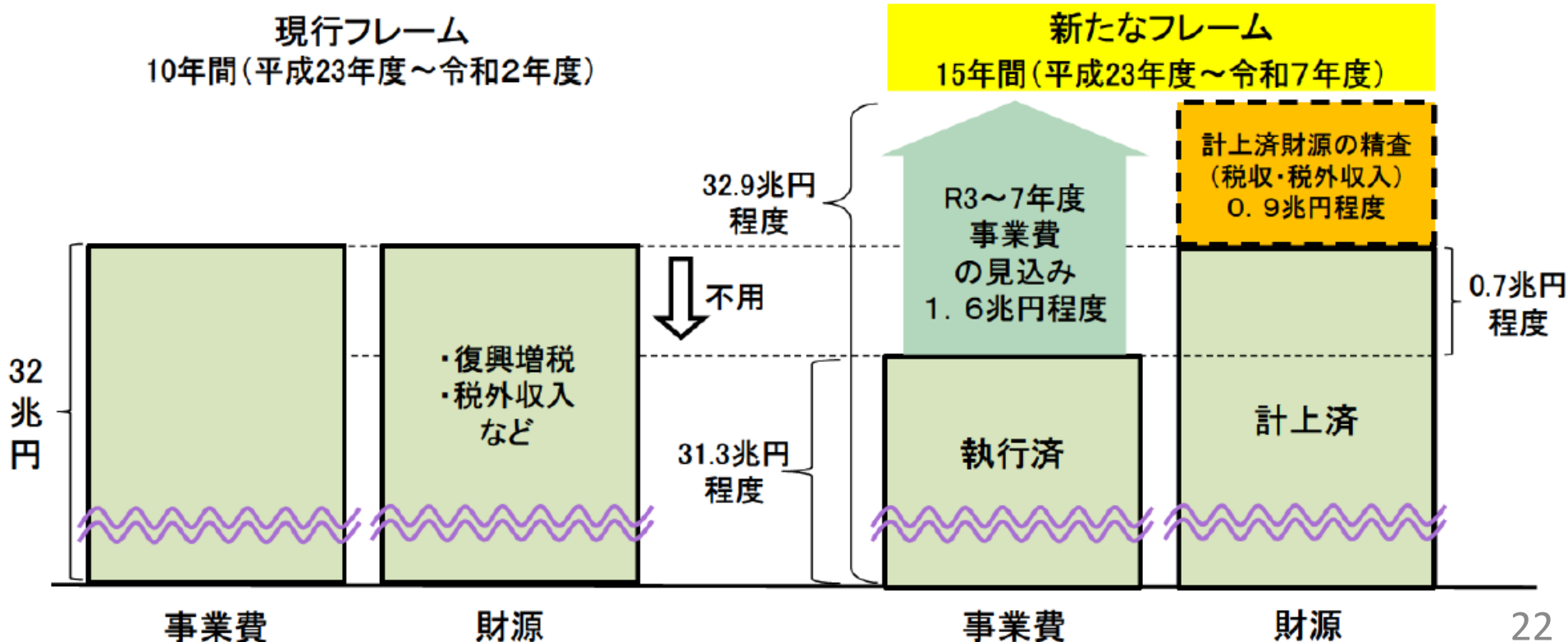
第2期復興・創生期間における各年度の事業規模の管理を適切に行い、精度の高い予算とすることで、効果的かつ確実に復興を進める。

なお、原子力災害被災地域においては、復興のステージが進むにつれて生じる新たな課題や多様なニーズにきめ細かく対応する必要があることから、必要に応じて事業規模及び財源の見直しを行うものとする。

### 3 復興財源フレームの見直しについて

- 事業規模については、
  - ・これまでの10年間(平成23年度～令和2年度)は、31.3兆円程度、
  - ・第2期復興・創生期間(令和3年度～7年度)は、1.6兆円程度と見込まれ、
  - これらを合わせた15年間(平成23年度～令和7年度)では、32.9兆円程度と見込まれる。
- 財源については、実績を踏まえると32.9兆円程度となり、事業規模と見合うものと見込まれる。

〔※ なお、原子力災害被災地域においては、復興のステージが進むにつれて生じる新たな課題や多様なニーズにきめ細かく対応する必要があることから、必要に応じて事業規模及び財源の見直しを行うこととする。〕



(参考)第2期復興・創生期間(令和3年度～7年度)の事業規模(見込み)1.6兆円程度の内訳

① 被災者支援	0.1兆円程度
② 住宅再建・復興まちづくり	0.2兆円程度
③ 産業・生業の再生	0.2兆円程度
④ 原子力災害からの復興・再生	0.5兆円程度
⑤ その他(震災特交など)	0.6兆円程度
合 計	1.6兆円程度

※ 県別では、福島県1.1兆円程度、岩手県0.1兆円程度、宮城県0.1兆円程度等と見込まれる。23